

給与・賞与の支払いに関する 6月からの定額減税について

2024年5月21日

すぎなみ協働プラザ

公認会計士・税理士 加藤俊也

住民税・所得税を納付している場合の 給付金・定額減税一体措置の概要

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

- 本人と扶養の配偶者・子どもなどの人数×4万円
所得税減税3万円と住民税減税1万円
例えば、1人だけで稼いでいる配偶者と子ども2人だと
4人×4万円＝16万円（所得税12万円と住民税4万円）
- ただし、合計所得金額が1,805万円超
（例えば、給与収入が2,000万円超）の人は対象外
- 配偶者と扶養親族は居住者に限定：国外は対象外
- 今年6月から所得税と住民税の減税を行い、
減税しきれない見込みの金額を
給付金として6-7月から市区町村が支給

住民税は行政が減税計算して請求

所得税の減税のあらまし

- サラリーマン: 給与などから引かれる源泉税を6月以後に支給の給与・賞与から減らす
住民税の特別徴収も6月分から集中して控除
(6月分の控除額0の場合もあり)
- 年金受給者: 年金から引かれる源泉税が減る
給与と年金の双方がある場合は、二重に減税される
ので、来年、確定申告して清算(納税)が必須
- その他、自営業者: 来年3月の確定申告で減税
予定納税で本人分3万円を減税

給与・賞与の源泉からの減税

- 6月1日以後に支給される給与・賞与から
- 本人と扶養の配偶者・子どもなどの人数×3万円
例えば、1人だけで稼いでいる配偶者と子ども2人では
4人×3万円＝12万円になるまで、
毎月の源泉税を0にしていく
- 年末調整で減税額を確定
月次の減税が間違っても清算される
- 給与支払報告書の提出で減税の実績を市町村へ報告し、市町村が来年の給付金の支給額を計算する

今から行う準備作業

①減税対象の人の確定

- 減税作業は強制
従業員も支払者も、するかしないか選択できない
- 6月1日現在の在職者が対象（休職を含む）
- 甲欄適用者が対象：扶養控除等申告書の提出者
- 年収の見込みを考慮する必要なし
年収見込み2000万円超の人も対象
確定申告で清算（減税された分を納付）
年収見込み103万円以下の人も対象
配偶者控除を受ける見込みかどうかの考慮不要

昨年の年末
調整を参考に

年収103万以下なら年末
調整で定額減税なしに

今から行う準備作業

②1人3万円の対象になる人の確定

昨年
の年末
調整を
参考に

- **6月支給で最初に減税する時点**での配偶者と扶養親族で所得の見込みが48万円以下(給与収入103万円以下)で生計を一つにしていること、国外在住でないこと
- 配偶者: 扶養控除等申告書のA源泉控除対象配偶者の欄に記載がある人の所得(年収)の見込みを確認する
所得見込み1000万円以上(年収1195万以上)の人の配偶者も対象なので「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出で確認
- 扶養親族: 16歳未満も対象
扶養控除等申告書のB控除対象扶養親族の欄と一番下の16歳未満の扶養親族の欄で確認する

今年、結婚した、
パートを止めた、
始めた

今年、
生まれた

毎年、最初の給与の支給の前と移動の都度、提出することになっている。

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



記載のしかたはこちら



この申告書は、あなた自身が提出するものです。源泉控除対象配偶者、障害者控除、ひとり親税等が適用される場合は、この申告書に記入する必要があります。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名			
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所(郵便番号)	あなたとの続柄			

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族(該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由(令和6年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)
A 源泉控除対象配偶者(注1)	1			16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払		
	2			16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払		
	3			16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払		
	4			16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払		
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以前生)	1			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		
	3			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		
	4			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分 該当者				
	特別障害者	特別障害者				

記載があるか

該当していないか

48万円以下か

48万円以下か

記載があるか

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者の氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
------------------------	----	--------	------	--------	----------------	---------	--------	----------

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
					円	

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
-------------------	----------	------	---------	------	--------	-------------------------------	-----------------	-------	----------

扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出する。障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する。ひとり親税等が適用される場合は、そのうちの1か所しか提出しない。1申告についての「注意」等をお読みください。

6月の給与・賞与支給時の作業

①各人別控除事績簿(任意の書式)の作成

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/yoshiki.htm>

対象者の氏名と対象人数、対象減税額を記入

②毎月の給与計算で各自の源泉税を算出

③各人別控除事績簿に源泉税を記入して
減税額を確認

④給与計算で減税額を加味した源泉税に変更

⑤変更後の手取り額で支給し、源泉税を納付

納付書には減税後の税額を記入する

源泉税額が0の場合も納付書用紙の提出が必要

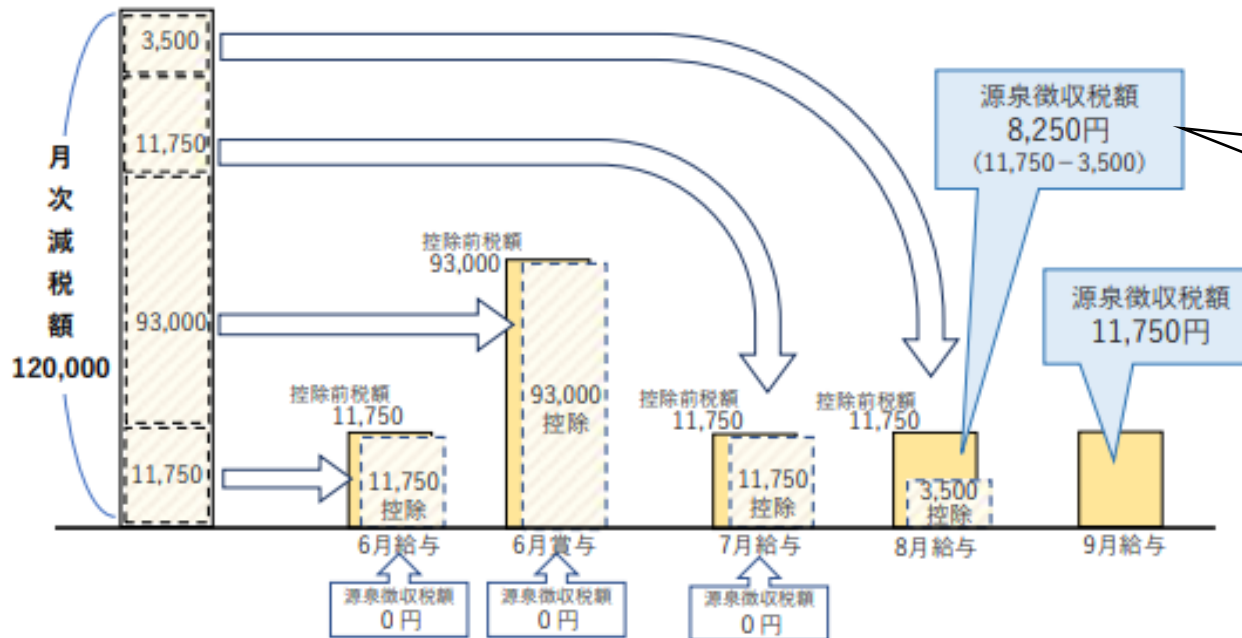
給与明細
への減税
額を記載

その後の作業

(各人別控除事績簿)

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税					
	同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ①	月次減税額 (受給者本人 +①の人数) × 30,000円) ②	令和6年6月25日			令和6年6月28日		
			控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金額 ④	控除しきれ ない金額 (②-④) ⑤	控除前 税額 ⑥	⑤のうち ⑥から 控除した 金額 ⑦	控除しきれ ない金額 (⑤-⑦) ⑧
山川 太郎	3	120,000	11,750	11,750	108,250	93,000	93,000	15,250

(計算例)



ここが0になる
まで繰り返す

ここで減税作
業は終わり

現時点では分からないことが多い

年末調整での作業

- 定額減税の確定
減税対象者かどうか、減税対象人数の確定
(税額控除後の税額－定額減税) × 102.1%
＝年税額 の計算

市町村が給付金の計算に使用

- 源泉徴収票(給与支払報告書)の摘要欄に記載
源泉徴収時所得税減税控除済額: 控除した減税額
控除外額: 控除できなかった減税額:
非控除対象配偶者減税有: 所得1000万円以上
(年収1195万以上)の人の配偶者を減税に含めた場合

プロフィール

加藤 俊也 kat@cpakat.jp

地域で、非営利の経営戦略や会計のセミナー、やります。

- ・すぎなみ大人塾2014 アソビノベーション卒塾
- ・地域活動団体 Ogilove メンバー
- ・NPO 会計税務専門家ネットワーク理事として、
NPO の会計税務や経営戦略の支援を中心に活動。
- ・NPO法人会計基準策定プロジェクトの事務局長を担当。
- ・経済産業省：システム監査技術者
- ・事業計画・資金計画の講義録

http://www.npo-sc.org/PDFs/challenge/08_handbook_003.pdf

http://www.npo-sc.org/PDFs/challenge/08_handbook_004.pdf